

(証券コード 8160)  
平成28年6月8日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号

株式会社 木 曾 路

取締役会長兼社長 吉 江 源 之

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会会館 5階大ホール  
(注) 開催場所は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項  
報告事項 第67期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

## 議決権行使方法についてのご案内

### 1. 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 2. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては26頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## 株主総会に関するご留意事項

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第20条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kisoji.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。  
なお、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kisoji.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和により企業収益や個人消費、雇用・所得環境の改善など景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、原油価格の下落、事業年度末にかけた急速な円高傾向、海外経済の動向など依然先行きは不透明な状況で推移しました。

外食業界におきましては、期初の株高などによる消費マインドの改善から個人消費の持ち直しがみられたものの、円安などの影響から原材料価格の上昇や人材の不足、異業種との競争など依然として厳しい経営環境で推移しました。

このような経営環境の中で当社は、2店舗の新規出店、1店舗の改築、1店舗の改装、2店舗の業態転換（鈴のれんからじゃんじゃん亭、穂の里）、6店舗の退店を実施し、その結果、当事業年度末の店舗数は165店舗（前事業年度末比4店舗減少）となりました。

営業面では、旬の食材による料理や接客サービスの充実に努めるとともに、春の歓送迎会、GW、夏休み、忘年会などの季節毎のイベントを中心に販売促進活動を実施した結果、客数が微減となったものの、客単価が上昇し、売上高は前事業年度と比べ1.7%の増加となりました。

費用面では、円安、天候不順などによる食材の値上がりや、労働需給の逼迫による採用費が増加する一方、原油価格の下落などにより光熱費が減少いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は441億61百万円（前事業年度比1.7%増加）、営業利益は5億2百万円（同114.2%増加）、経常利益は4億97百万円（同80.3%増加）となりました。また、特別損失として、固定資産除却損36百万円、減損損失6億52百万円、合計6億88百万円（前事業年度は6億60百万円）を計上しました。

以上の結果、当期純損失は3億88百万円（前事業年度は当期純損失6億1百万円）となりました。1株当たり当期純損失は15.03円（前事業年度は1株当たり当期純損失23.27円）となりました。

(部門別の概況)

#### 木曾路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曾路」部門は、1店舗の新規出店、1店舗の改築により、当事業年度末の店舗数は119店舗（前事業年度末比1店舗増加）となりました。

営業面では、春の歓送迎会、GW、夏休み、忘年会などの季節毎のイベントや恒例の「和牛しゃぶしゃぶ祭り」を実施するとともに「松茸」「鮎」「ふぐ」など付加価値の高い旬のメニューの充実に努めました。その結果、売上高は370億72百万円（前事業年度比 2.0%増加）となりました。

#### 素材屋部門

居酒屋の「素材屋」部門は、関西地区4店舗すべての退店により、当事業年度末店舗数は14店舗（同4店舗減少）となりました。

営業面では、旬のメニューの充実や焼酎のお値打ち販売、平日限定フェアの実施並びに季節毎の宴会獲得により来店客数の増加に努めましたが、店舗の減少等により、売上高は25億97百万円（同 5.0%減少）となりました。

#### じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、1店舗の新規出店、1店舗の改装、1店舗の業態転換により、当事業年度末店舗数は10店舗（同2店舗増加）となりました。

営業面では、全店で食べ放題メニューの拡販、タッチパネルによる利便性の向上及びスピード提供に取り組むとともに、法人や学生のイベントに合わせた予約獲得活動を実施しました。その結果、売上高は15億97百万円（同 55.0%増加）となりました。

#### とりかく部門

鶏料理の「とりかく」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は10店舗であります。

営業面では、歓送迎会、忘年会など宴会メニューをより充実させ、また、こだわりの旬の一品提供などを行いました。売上高は10億60百万円（同 0.0%減少）となりました。

## 鈴のれん部門

和食レストランの「鈴のれん」部門は、2店舗の退店、2店舗の業態転換（じゃんじゃん亭、穂の里）により、当事業年度末店舗数は鈴のれん5店舗（同4店舗減少）、穂の里1店舗（同1店舗増加）となりました。

営業面では、季節毎のメニューや宴会メニューなどの料理とともに接客サービスの充実に努めましたが、当事業年度中の退店及び業態転換が響き、売上高は10億49百万円（同 26.4%減少）となりました。

## ウノ部門

ワイン食堂の「ウノ」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は6店舗であります。

営業面では、豊富な種類のワインを取り揃え、また、季節毎のフェアの実施やパーティーコースの充実などに努めました。その結果、売上高は7億3百万円（同 4.8%減少）となりました。

なお、5店舗の撤退及び業態転換を決定しております。

## その他部門

その他部門は、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。

その売上高は81百万円（同 2.9%減少）であります。

### 部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曾路部門	37,072百万円	83.9%
素材屋部門	2,597	5.9
じゃんじゃん亭部門	1,597	3.6
とりかく部門	1,060	2.4
鈴のれん部門	1,049	2.4
ウノ部門	703	1.6
その他部門	81	0.2
合計	44,161	100.0

## (2) 対処すべき課題

外食企業を取り巻く経営環境は、少子・高齢化を背景とした人口減少による市場規模の縮小や労働力不足、原材料やエネルギーコストの上昇、食の安全性確保や環境保護など様々なリスクへの対応が必要となり、また、消費者の食意識が成熟することにより嗜好やニーズの多様化が一層進み、価値指向、健康指向、安全指向は一段と強まっています。

このような環境変化のなか、会社業績の回復・進展と企業価値の向上を追求するため次のような課題に取り組んでいきます。

第一は、「経営基盤の強化」であります。コンプライアンスの徹底に向け、教育体制の整備や確実な衛生管理による食の安全・安心の提供とともに厳正な内部監査を実施してまいります。また、組織活性化に向け、働く環境の改善や営業部・管理部の連携強化に取り組めます。

第二は、「営業基盤の強化」であります。経営理念の実践や木曾路行動憲章を再確認することで規律礼節・誠実さを重んじる企業風土を築き上げていきます。また、多様化するお客様のニーズにお応えするために料理の品質や接客サービスを向上させ、確実な衛生安全の確保はもとより、マニュアルを超えて、ひとり一人のお客様に美味しい料理と適正なサービスを提供できるように取り組めます。

第三は、「収益基盤の強化」であります。木曾路部門の業績回復を最重要課題として改革を推進し、変化する経営環境に適合したビジネスモデルを常に模索し、強固な収益基盤の構築を目指します。また、外食市場の縮小傾向が続く中で成長を遂げるため、新規出店、業態のブラッシュアップとともに商品・業態・技術の開発・展開に積極的に取り組めます。

## (3) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、12億72百万円（前事業年度比10.2%増加）であり、その内訳は、店舗の新設に2億99百万円、店舗の改築・改装等に7億82百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に1億90百万円であります。また、所要資金は自己資金で賄っております。

なお、当事業年度中に売却、除却しました固定資産は、19百万円であります。

## (4) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は特にありません。

(5) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	620百万円
株式会社近畿大阪銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社愛知銀行	100

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第64期 (平成25年3月期)	第65期 (平成26年3月期)	第66期 (平成27年3月期)	第67期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売上高	45,391	45,721	43,430	44,161
経常利益	1,637	1,424	275	497
当期純利益 (当期純損失(△))	739	612	△601	△388
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失(△))	28円61銭	23円70銭	△23円27銭	△15円03銭
総資産	39,467	39,085	38,213	37,614
純資産	29,702	30,000	29,522	28,659

[第66期] 旬の料理の提供やお客様ニーズに合わせたメニューの投入など料理・サービスの充実に努めるとともに、季節毎のイベントを中心に販売促進活動を実施した結果、消費税引上げから直接的に受ける大きな影響もなく、既存店において増収基調で推移しておりました。しかしながら、一部の店舗におけるメニュー表示と異なった食材使用の問題が大きく影響し、売上高は減収、経常利益は減益で当期純損失となりました。

[第67期] 当事業年度につきましては、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

当社は、親会社及び子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社は、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部 門 区 分		内 容
木 曾 路 部 門		しゃぶしゃぶ・日本料理
素 材 屋 部 門		居酒屋
じ ゃ ん じ ゃ ん 亭 部 門		焼肉
と り か く 部 門		鶏料理
鈴 の れ ん 部 門		和食レストラン
ウ ノ 部 門		ワイン食堂
そ の 他 部 門	外 販	しぐれ煮、胡麻だれ類
	不 動 産 賃 貸	名古屋市昭和区山手通の店舗

(9) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

本 社 : 愛知県名古屋市昭和区

東 京 : 東京都港区

大 阪 : 大阪府吹田市

直営店舗 : 165店舗

店舗の地域別分布

区 分	店 舗 数	区 分	店 舗 数
栃 木 県	1 店	岐 阜 県	3 店
茨 城 県	1	三 重 県	3
群 馬 県	1	和 歌 山 県	1
埼 玉 県	9	奈 良 県	1
千 葉 県	5	大 阪 府	19
東 京 都	49	兵 庫 県	8
神 奈 川 県	10	福 岡 県	4
静 岡 県	1		
愛 知 県	49	計	165

名古屋工場 : 愛知県大府市 (調理加工場兼物流センター)



(10) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

性別	使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,009 名	△2 名(減)	40.8 歳	10.3 年
女性	213	16 (増)	36.6	5.7
合計または平均	1,222	14 (増)	40.1	9.5

(注) 上記使用人のほか、パートタイマー3,599名(8時間勤務換算)が在籍しております。  
前期末比53名減少しております。

2. 株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 25,913,889株 (うち自己株式 77,744株)  
(3) 株主数 20,885名  
(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数	出資比率
木曾路共栄会	1,181千株	4.57%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	862	3.33
松原秀樹	722	2.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	685	2.65
アサヒビール株式会社	496	1.91
木野ひとみ	487	1.88
吉江則子	457	1.77
株式会社プルメリア	420	1.62
麒麟麦酒株式会社	352	1.36
サントリー酒類株式会社	352	1.36

(注) 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	吉 江 源 之	
専務取締役	木 野 克 典	東京駐在
取 締 役	仲 沢 栄 一	内部監査室長、衛生管理室担当
取 締 役	松 岡 利 朗	人事総務部長
取 締 役	大 橋 浩	企画部長、 経理部・事務能率センター担当
取 締 役	松 井 常 芳	東邦ガスリビング(株) 代表取締役会長
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	青 野 康 徳	
監 査 役	加 藤 正 樹	公認会計士 アイホン(株) 社外監査役
監 査 役	熊 田 登与子	弁護士

- (注) 1. 取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
2. 監査役加藤正樹氏及び熊田登与子氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
3. 監査役加藤正樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
吉 江 源 之	代表取締役会長	代表取締役 会長兼社長	平成28年3月10日
松 原 秀 樹	代表取締役社長	顧問	平成28年3月10日

#### 5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
稲 垣 信 一	平成27年8月10日	辞任	取締役商品部長
松 原 秀 樹	平成28年3月10日	辞任	代表取締役社長
松 岡 宏 昌	平成27年6月25日	任期満了	監査役（常勤）

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	167百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18百万円 (5百万円)
合 計	13名	186百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、退任した取締役2名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第66回定時株主総会決議において、3億円(年額)を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
4. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第44回定時株主総会決議において、30百万円(年額)を限度としております。

## (4) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	当社との関係
取 締 役	松 井 常 芳	東邦ガスリビング(株) 代表取締役会長	重要な取引関係 はありません。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係 はありません。
監 査 役	加 藤 正 樹	アイホン(株) 社外監査役	重要な取引関係 はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	松 井 常 芳	当事業年度開催の取締役会13回のうち取締役就任後の10回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	当事業年度開催の取締役会13回のうち取締役就任後の10回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
監 査 役	加 藤 正 樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	熊 田 登与子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |       |
|---|-------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 21百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額        | 21百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第4項第6号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

#### (1) 基本方針

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。
- ② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

#### (2) 法令等の遵守体制の整備

- ① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曾路行動憲章」の周知・徹底を図る。
- ② 取締役会の決議に当っては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、(1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
- ③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
- ④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
- ⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
- ⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

### (3) リスク管理体制の整備

- ① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
- ② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
- ③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
- ④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
- ⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

### (4) 情報の保存・管理体制の整備

- ① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
- ② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
- ③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
- ④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

### (5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
- ② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
- ③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
- ④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

### (6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

- ① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
- ② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
- ③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

## (7) 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

- ① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。
- ② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。  
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
- ③ 監査役への報告を行った役員および従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
- ⑤ 監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当事業年度は以下のような取り組みを実施しました。

- (1) コンプライアンスの徹底のため、前事業年度に引き続き、意識啓蒙施策の展開、顧問弁護士による社内講演、部門毎の勉強会等を実施しました。
- (2) 内部監査体制を強化すると共に新基準に沿った厳正監査を実施し、評価制度との連動も見直しました。また、適正な内部通報制度の運用により、風通しのよい企業風土づくりを目指します。
- (3) 適正表示のため当社独自の表示ガイドラインにより担当者教育を行い、また、情報システムによる迅速・効率的な監視を継続して実施しました。
- (4) 食品の安全安心確保を補強するため、新たに食品安全管理室を設置し体制面を補強しました。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額、株式数及び出資比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものです。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	15,895	<b>流動負債</b>	6,049
現金及び預金	13,403	買掛金	1,309
売掛金	1,031	短期借入金	920
商品及び製品	40	リース債務	89
原材料及び貯蔵品	561	未払金	95
前払費用	431	未払費用	1,932
繰延税金資産	391	未払法人税等	337
その他	36	前受金	0
貸倒引当金	△0	預り金	188
<b>固定資産</b>	21,719	賞与引当金	486
<b>有形固定資産</b>	13,744	ポイント引当金	316
建物	6,563	資産除去債務	59
構築物	421	その他	312
機械及び装置	54	<b>固定負債</b>	2,905
車両運搬具	7	リース債務	354
工具、器具及び備品	490	長期未払金	251
土地	5,723	退職給付引当金	988
リース資産	409	資産除去債務	1,300
建設仮勘定	73	長期預り保証金	10
<b>無形固定資産</b>	117	<b>負債合計</b>	8,954
借地権	18	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	89	<b>株主資本</b>	28,373
商標権	1	<b>資本金</b>	10,056
その他	8	<b>資本剰余金</b>	9,875
<b>投資その他の資産</b>	7,856	資本準備金	9,872
投資有価証券	1,851	その他資本剰余金	2
出資金	0	<b>利益剰余金</b>	8,561
長期前払費用	137	利益準備金	392
繰延税金資産	606	その他利益剰余金	8,169
長期預金	520	固定資産圧縮積立金	43
差入保証金	4,720	別途積立金	8,200
その他	50	繰越利益剰余金	△74
貸倒引当金	△30	<b>自己株式</b>	△120
<b>資産合計</b>	37,614	評価・換算差額等	286
		その他有価証券評価差額金	286
		<b>純資産合計</b>	28,659
		<b>負債純資産合計</b>	37,614



# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		44,161
II. 売 上 原 価		14,453
売 上 総 利 益		29,708
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,205
営 業 利 益		502
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41	
受 取 手 数 料	4	
協 賛 金 収 入	13	
そ の 他	9	69
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	60	
そ の 他	5	74
経 常 利 益		497
VI. 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	
減 損 損 失	652	688
税 引 前 当 期 純 損 失		△188
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	360	
法 人 税 等 調 整 額	△160	199
当 期 純 損 失		△388

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 2 日

株式会社 木 曾 路

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 神 野 敦 生 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社木曾路の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 木 曾 路 監査役会

常勤監査役 青 野 康 徳 ⑩

社外監査役 加 藤 正 樹 ⑩

社外監査役 熊 田 登与子 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

当期は、営業利益、経常利益ともに前事業年度に比べ増加したものの、減損損失などの特別損失を計上した結果、純損失となり、期末の繰越利益剰余金が74百万円のマイナスとなりました。

つきましては、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の取崩について、ご承認をお願いするものであります。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,000,000,000円
-------	----------------

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,000,000,000円
---------	----------------

#### 2. 期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

当期の業績は厳しい結果となりましたが、期末配当につきましては、これらの基本方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円	総額	180,853,015円
----------------	----	--------------

なお、中間配当金として7円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり14円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役2名が辞任いたしましたので、新たに取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
あおの やすのり 青野康徳 (昭和26年6月24日生)	昭和49年4月 社団法人瀬戸内海栽培漁業協会入社 昭和56年12月 当社入社 平成11年11月 当社大阪本部長 平成14年5月 当社執行役員大阪本部長 平成25年2月 当社執行役員人事総務部付部長 平成25年6月 当社監査役 (現任)	8,639株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。  
2. 新任候補者であります。  
3. 取締役候補の青野康徳氏は、当社における豊富な職務経験を活かし、当社の取締役として活躍していただくため、選任をお願いするものであります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役青野康徳氏は辞任され、監査役加藤正樹氏及び監査役熊田登与子氏は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者鈴木敏道氏は、監査役青野康徳氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第34条第2項の規定により、監査役青野康徳氏の任期が満了する平成29年6月開催予定の第68回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1 *	すずき とし みち 鈴木 敏道 (昭和29年1月8日生)	平成20年12月 北伊勢上野信用金庫入庫 平成21年6月 同庫常勤理事 平成27年7月 当社入社 当社人事総務部付部長 (現任)	0株
2	くま だ とよ こ 熊田 登与子 (昭和30年11月27日生)	昭和60年4月 弁護士登録 南館法律事務所[現：南館・北川・伊藤法律事務所]入所 平成8年4月 熊田法律事務所入所(現任) 平成24年6月 当社社外監査役 (現任)	1,236株
3 *	ひら の よし のり 平野 善得 (昭和27年2月2日生)	昭和51年11月 監査法人丸の内会計事務所[現：有限責任監査法人トーマツ]入所 昭和57年3月 公認会計士登録 平成7年6月 同法人代表社員 平成25年10月 同法人執行役員(中京エリア統括) 平成27年9月 同法人 退職 平成27年10月 公認会計士平野善得事務所代表 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. \*印は新任候補者であります。
3. 熊田登与子氏及び平野善得氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由
- ① 熊田登与子氏につきましては、弁護士としての専門的見地から適切な監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。



- ② 平野善得氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を当社監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を遂行できると判断する理由

- ① 熊田登与子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しているため、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ② 平野善得氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しているため、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 監査役の在任期間について

熊田登与子氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

(4) 独立役員指定について

- ① 当社は、熊田登与子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ており、同氏が監査役に再選され就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- ② 当社は、平野善得氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出る予定であります。

(5) 責任免除について

当社は、熊田登与子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、熊田登与子氏が監査役に再選され就任した場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、平野善得氏が監査役に選任され就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

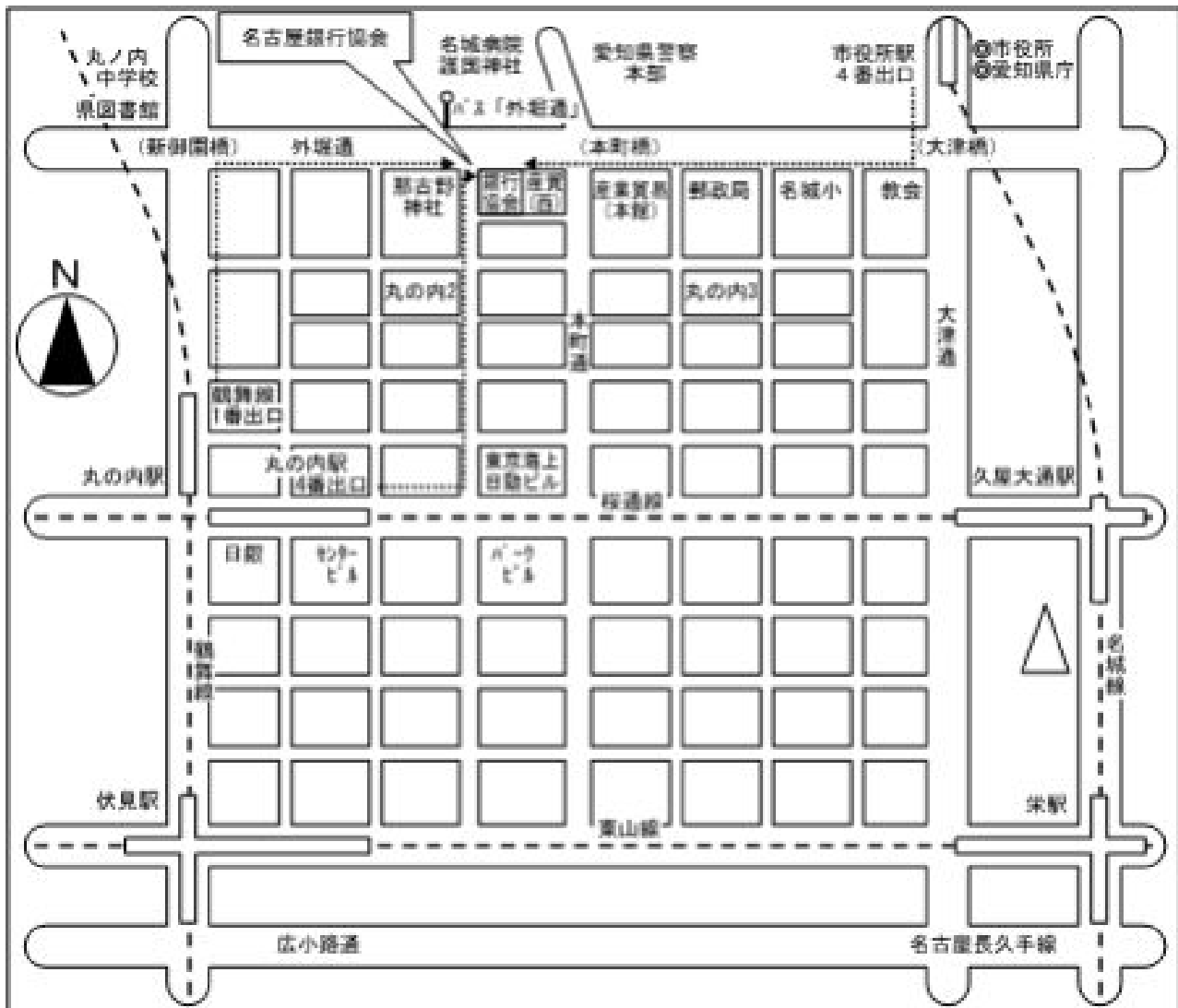
# 株主総会会場ご案内図

会場 〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

名古屋銀行協会会館 5階大ホール

電話 052(231)7851



## 交通のご案内

- 地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩6分
- 地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩6分
- 地下鉄 名城線「市役所」駅4番出口より徒歩8分
- 市バス 名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。